公益財団法人秦野市スポーツ協会事務局職員給与規程

（趣旨）

第１条　この規程は、公益財団法人秦野市スポーツ協会定款第４５条第４項の規定により、秦野市スポーツ協会事務局職員の給料、報酬及び手当の支給方法等について必要な事項を定める。

（給与）

第２条　職員の給与は、給料及び次の諸手当とする。

(1)　扶養手当

(2)　地域手当に相当する手当

(3)　住居手当

(4)　通勤手当

(5)　時間外勤務手当

(6)　休日勤務手当

(7)　管理職手当

(8)　期末手当

(9)　勤勉手当

２　職員の給与は、秦野市職員の給与に関する条例（昭和３０年秦野市条例第４５号）及びこれに基づく諸規則（以下「秦野市条例等」という。）の規定の例により支給する。ただし、給料は、第４条第２項の規定により支給し、管理職手当の支給額、期末手当及び勤勉手当の支給率は、会長が別に定めることができる。

３　事務局長の給与は、公益財団法人秦野市スポーツ協会事務局長の給与等に関する要綱に基づき支給する。

（初任給、昇給及び昇格）

第３条　職員の初任給、昇給及び昇格の基準については秦野市条例等の規定の例による。ただし、職員の昇給日は、毎年４月１日とする。

２　前項の場合において、会長は、公益財団法人秦野市スポーツ協会職員就業規程（以下「職員就業規程」という。）第２条に規定する常勤職員（以下「常勤職員」という。）について別に基準を定めることができる。

（標準的職務及び給料表）

第４条　職員の職務は、その責任の度合に基づき職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務は、次の表のとおりとする。

給料表（別表）					
級	５級	４級	３級	２級	１級
職務内容	事務局長の職務	次長の職務	主任主事の職務	主事の職務	主事補の職務

２　給料は、前項で規定する標準的職務の分類による給料表（別表）に定めるところによる。ただし、職員が６０歳に達した日後における最初の４月１日以降の給料は会長が別に定める。

（退職手当）

第５条　常勤職員（第２条第３項に規定する事務局長を除く。）が退職したとき又は解雇(職員就業規程第４２条第４号に規定する懲戒解雇を除く。)されたときは、退職手当を支給する。

２　退職手当に関する事項については、秦野市職員の退職手当に関する条例(昭和３８年秦野市条例第６号)の例による。

（平均賃金）

第６条　この規程において「平均賃金」とは、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）で定められている諸手当又は補償等の算定の基準となる金額をいう。

２　平均賃金の算定については、これを算定すべき事由の発生した日以前３か月間にその職員に対し支給した給与の総額を、その期間総日数で除した金額とする。ただし、その金額は労働基準法第１２条第１項ただし書の規定によって計算した金額以上とする。

（非常時払）

第７条　会長は、職員から出産、疾病、災害その他労働基準法施行規則（昭和２２年厚生省令第２３号）で定める非常の場合の費用に充てるために請求があった場合においては、給与支給期日前であっても、既往の勤務に対する給料を支給する。

（休業手当）

第８条　職員が自己の責に帰すべき事由によらないで休業した場合、会長は休業期間中当該職員にその平均賃金の１００分の６０以上を休業手当として支給する。

（非常勤職員の給与）

第９条　第２条から前条までの規定にかかわらず、就業規程第２条に規定する非常勤職員（以下「非常勤職員」という。）の給与及び費用弁償については、この条から第２１条までに定めるところによる。ただし、事務局長については、第２条第３項の規定による。

２　非常勤職員の給与は、報酬、時間外勤務手当、期末手当及び勤勉手当とし、秦野市条例等の会計年度任用職員を規定する例により支給する。

３　公務について生じた費用の弁償は、給与には含まれない。

（非常勤職員の基準月額）

第１０条　非常勤職員の報酬の基準となる月額（次条第１号において「基準月額」という。）は、その非常勤職員の１週間当たりの通常の勤務時間の時間数が秦野市条例等に規定する勤務時間の時間数と同一であるとした場合に、その非常勤職員の職務の級及び号給に応じて、秦野市条例等に定める給料月額に、１００分の１０を加算した額とする。

２　前項の職務の級は、秦野市条例等の規定する例により、その非常勤職員の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に応じた基準となる職務に基づき分類し、その号給は、秦野市条例等で定める基準の例に従い、会長が決定する。

（経験を有する非常勤職員の号給）

第１１条　前条の規定の適用を受ける非常勤職員のうち非常勤職員として、同一の職種の経験を有する者の号給は、秦野市条例等の規定の例による。

（非常勤職員の報酬）

第１２条　非常勤職員の報酬の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれの各号に定める額とする。

(1)　時間額で報酬を定める非常勤職員　その職員の基準月額に１２を乗じて得た額を、その職員について定められた１週間当たりの勤務時間の時間数に５２を乗じて得た数から秦野市条例等で定める時間数を減じて得た数で除して得た額（以下「１時間報酬額」という。）

(2)　日額で報酬を定める非常勤職員　１時間報酬額にその職員について定められた１日当たりの勤務時間の時間数を乗じて得た額

(3)　月額で報酬を定める非常勤職員　１時間報酬額にその職員について定められた１か月当たりの勤務時間の時間数を乗じて得た額

（非常勤職員の報酬の支給方法）

第１３条　月額で報酬を定める非常勤職員の報酬の支給については、常勤職

員の支給方法に準用する。

２　時間額又は日額で報酬を定める非常勤職員の報酬は、その者の勤務した時間数又は日数に応じて、その勤務した月の翌月の１６日（その日が土曜日若しくは日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日）に支給する。ただし、会長が必要と認める場合は、支給日を繰り上げることができる。

（非常勤職員の報酬の減額）

第１４条　月額で報酬を定める非常勤職員が、その職員について定められた勤務時間（以下「既定の勤務時間」という。）中に勤務しないときは、その勤務しない日が次に掲げる日である場合を除き、その勤務しない１時間につき、１時間報酬額を減額する。

(1)　休日

(2)　代休日を指定されて休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した非常勤職員のその代休日

(3)　有給の休暇を取得した日

(4)　その他会長が報酬を減額しないで勤務しないことを認めた日

２　日額で報酬を定める非常勤職員が既定の勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しない日が前項第３号又は第４号に規定する日である場合を除き、その勤務しない１時間につき、１時間報酬額を減額する。

（非常勤職員の時間外勤務に係る報酬）

第１５条　既定の勤務時間を超えて勤務することを命じられた非常勤職員には、その既定の勤務時間を超えてした勤務の全時間に対して、勤務１時間につき、１時間報酬額に１００分の１２５から１００分の１５０までの範囲内において秦野市条例等で定める割合（その勤務が午後１０時から翌日の午前５時までの間であるときは、その割合に１００分の２５を加えた割合）を乗じて得た額の報酬を支給する。ただし、その勤務した日における既定の勤務時間と既定の勤務時間を超えてした勤務の時間との合計が７時間４５分に達するまでの間の勤務にあっては、１時間報酬額に１００分の１００（その勤務が午後１０時から翌日の午前５時までの間であるときは、１００分の１２５）を乗じて得た額とする。

２　前項の規定にかかわらず、勤務時間を割り振らない日の振替によりあらかじめ割り振られた１週間の既定の勤務時間（以下この項において「割り振

り変更前の既定の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命じられた非常勤職員には、割り振り変更前の既定の勤務時間を超えてした勤務の全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務１時間につき、１時間報酬額に１００分の２５から１００分の５０までの範囲内において秦野市条例等で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、非常勤職員が割り振り変更前の既定の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割り振り変更前の既定の勤務時間との合計が１週間当たり３８時間４５分に達するまでの間の勤務については、支給しない。

３　前２項の規定にかかわらず、同項の規定により報酬を支給される時間（第１項ただし書の規定により支給される時間を除く。）の合計が１か月当たり６０時間を超えた非常勤職員には、その６０時間を超えてした勤務の全時間に対して、勤務１時間につき、１時間報酬額に、次の各号に掲げる時間に応じ、それぞれの各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1)　第１項の規定により報酬を支給される時間（同項ただし書の規定により支給される時間を除く。）　１００分の１５０（その時間が午後１０時から翌日の午前５時までの間であるときは、１００分の１７５）

(2)　第２項の規定により報酬を支給される時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）　１００分の５０

（非常勤職員の休日勤務に係る報酬）

第１６条　休日において既定の勤務時間中に勤務することを命じられた非常勤職員には、その既定の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、１時間報酬額に１００分の１２５から１００分の１５０までの範囲内において規則で定める割合を乗じて得た額の報酬を支給する。ただし、休日に勤務することを命じられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされた非常勤職員のその勤務に対しては、支給しない。

（非常勤職員の夜間勤務に係る報酬）

第１７条　既定の勤務時間として午後１０時から翌日の午前５時までの間に勤務することを命じられた非常勤職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、１時間報酬額に１００分の１２５を乗じて得た額の報酬を支給する。

（非常勤職員の期末手当）

第１８条　期末手当は、６月１日及び１２月１日（以下この条から第１９条においてこれらの日をそれぞれ「基準日」という。）にそれぞれ在職する任期が６か月以上の非常勤職員に対して支給する。

２　期末手当の額は、期末手当基礎額（基準日以前６か月以内の在職期間における報酬の１か月当たりの平均額をいう。）に秦野市条例等で定める割合を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額を超えない範囲で支給する。

在職期間	割合
６か月	１００分の１００
５か月以上６か月未満	１００分の８０
３か月以上５か月未満	１００分の６０
３か月未満	１００分の３０

３　６月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで非常勤用職員として任用され、同日の翌日に引き続き非常勤職員として任用された者の任期（６か月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が６か月以上であるときは、在職する任期が６か月以上の非常勤用職員とみなす。

（非常勤職員の勤勉手当）

第１９条　勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し基準日以前６か月以内の期間におけるその者の人事評価に応じて支給する。

２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額（基準日以前６か月以内の在職期間における報酬の１か月当りの平均額をいう。）に、秦野市条例等で定める割合を乗じて得た額とする。

３　前条第３項の規定は、非常勤職員の勤勉手当について準用する。この場合において、同項中「期末手当」とあるのは、「勤勉手当」と読み替える。

（非常勤職員の通勤に係る費用弁償）

第２０条　非常勤職員の通勤に係る費用弁償は秦野市条例等の例により支給する。

２　前項の費用弁償の支給方法等は、秦野市条例等の規定の例による。

（給与からの控除）

第２１条　会長は、職員に給与を支給する際、その給与から雇用保険料、健康

保険料、厚生年金保険料等の定期に徴収する被保険者負担金を控除することができる。

（改廃）

第２２条　この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

（委任）

第２３条　この規程の施行に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

（公益財団法人秦野市スポーツ協会事務局職員就業規程の一部改正）

２　公益財団法人秦野市スポーツ協会事務局職員就業規程の一部を次のように改正する。

第３７条を次のように改める。

第３７条　削除

附　則

この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。ただし、改正後の別表の規定は、令和４年４月１日から適用する。

附　則

（施行期日）

１　この規程は令和６年４月１日から施行する。

２　別表の改定は、令和５年４月１日から適用する。ただし、令和５年度の期末手当及び勤勉手当の支給率は令和５年１２月１日から適用する。

３　非常勤職員に対する勤勉手当の支給については、令和６年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規程は令和７年４月１日から施行する。

２　別表の改定は、令和６年４月１日から適用する。ただし、令和６年度の期末手当及び勤勉手当の支給率は令和６年１２月１日から適用する。

別表（第４条関係）

	１級	２級	３級	４級	５級
	円	円	円	円	円
1	189,100	216,100	259,500	270,400	288,900
2	190,800	217,400	260,800	272,200	290,400
3	192,600	218,300	262,400	273,900	291,900
4	194,300	219,600	263,900	275,800	293,400
5	195,900	220,600	265,400	277,400	294,900
6	197,500	221,400	266,700	278,700	296,300
7	199,300	222,400	268,000	280,000	297,600
8	200,500	223,600	268,400	281,200	298,800
9	201,900	224,200	269,100	282,500	300,300
10	203,400	225,400	270,100	283,800	301,800
11	205,100	226,100	270,700	285,000	303,200
12	206,600	227,200	271,300	286,200	304,600
13	208,200	228,100	272,100	287,300	305,700
14	209,800	229,300	273,300	288,500	306,700
15	211,200	229,900	274,800	289,800	307,900
16	212,400	231,000	275,800	291,100	309,100
17	213,800	231,800	276,800	292,400	310,700
18	214,900	233,000	277,800	293,400	312,300
19	215,800	234,000	278,800	294,400	313,900
20	217,000	235,400	279,700	295,500	315,400
21	217,600	236,100	280,400	296,600	317,000
22	218,500	237,500	281,100	297,800	318,600
23	219,400	238,700	281,800	298,900	320,200
24	220,100	240,100	282,500	300,100	321,700
25	220,600	241,400	283,100	301,300	323,400
26	221,500	242,800	283,700	302,600	325,000

27	222,300	243,500	284,300	303,900	326,600
28	223,000	244,900	284,900	305,200	328,000
29	223,900	245,500	285,500	306,500	329,700
30	224,600	247,100	286,100	307,800	331,400
31	225,700	248,000	286,700	309,100	333,000
32	226,800	249,500	287,200	310,400	334,200
33	227,600	250,800	287,700	311,700	336,100
34	228,100	252,300	288,200	313,000	337,800
35	228,600	253,500	288,700	314,300	339,400
36	229,000	254,600	289,100	315,400	340,900
37	229,700	255,600	289,500	316,300	342,500
38	230,500	256,600	289,900	317,600	344,100
39	231,400	257,400	290,300	318,900	345,700
40	232,100	258,900	290,700	320,200	347,400
41	232,800	260,200	291,100	321,400	349,200
42	233,400	261,200	291,500	322,700	351,000
43	233,900	262,000	291,900	323,900	352,800
44	234,300	262,900	292,300	325,100	354,300
45	235,000	263,300	292,700	326,400	355,700
46	235,500	263,900	293,100	327,500	357,100
47	236,500	264,500	293,500	328,600	358,500
48	236,900	265,300	293,900	329,700	360,000
49	237,700	266,100	294,300	330,400	360,800
50	238,500	266,800	294,800	331,300	361,800
51	239,500	267,400	295,300	332,000	362,800
52	240,900	268,200	295,800	332,800	363,700
53	241,800	269,000	296,300	333,600	364,800
54	242,800	269,700	296,800	334,000	365,700
55	243,600	270,400	297,300	334,600	366,700
56	244,600	271,100	297,800	335,300	367,600
57	245,600	271,800	298,300	336,100	368,300
58	246,200	272,500	299,000	336,800	369,000

59	247,200	273,200	299,600	337,500	369,600
60	247,900	273,900	300,300	338,100	370,000
61	248,700	274,600	300,900	338,600	370,600
62	249,200	275,300	301,500	339,200	371,300
63	249,800	275,900	302,100	339,700	372,000
64	250,400	276,500	302,600	340,300	372,300
65	251,000	277,000	303,100	340,600	373,000
66	251,900	277,500	303,700	341,100	373,700
67	252,800	278,000	304,300	341,500	374,300
68	253,900	278,500	304,900	341,900	374,600
69	254,900	279,000	305,500	342,300	375,100
70	255,500	279,500	306,200	342,800	375,700
71	256,500	280,000	306,900	343,300	376,300
72	257,600	280,400	307,600	343,800	376,600
73	258,700	280,800	308,200	344,100	377,200
74	259,900	281,300	308,900	344,500	377,900
75	261,100	281,700	309,600	344,900	378,500
76	262,200	282,200	310,200	345,300	378,900
77	263,300	282,600	310,800	345,600	379,400
78	264,100	283,100	311,500	346,000	380,000
79	264,900	283,600	312,200	346,400	380,500
80	265,600	284,100	312,800	346,800	381,000
81	266,100	284,600	313,300	347,000	381,300
82	266,700	285,200	313,800	347,400	
83	267,300	285,800	314,400	347,800	
84	268,000	286,400	315,000	348,200	
85	268,600	287,000	315,600	348,400	
86	269,300	287,600	316,000	348,800	
87	269,800	288,200	316,500	349,200	
88	270,400	288,800	317,000	349,500	
89	271,000	289,300	317,300	349,800	
90	271,500	289,800	317,800	350,200	

91	272,200	290,300	318,300	350,600	
92	272,700	290,800	318,700	351,000	
93	273,000	291,300	318,900	351,500	
94	273,200	291,800		351,900	
95	273,800	292,200		352,300	
96	274,100	292,600		352,700	
97	274,500	293,000		352,900	